

令和 4年 9月 **日

佐賀県産業イノベーションセンター
所 長 石 橋 正 彦 様

【申請者】

住 所 〒849-0932
佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 114
企業名 株式会社 SAGA
代表者役職・氏名 佐賀 太朗
事業担当者名 鍋島 花子
連絡先 電話 0952-34-****
E-Mail saga@inobe.jp

中小事業者新事業展開設備導入支援補助金交付申請書

中小事業者新事業展開設備導入支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的：①新商品（新役務）の開発又は提供
※交付要綱 第5条 ①～⑨の「補助対象事業」から選択して記載してください。

- 2 補助金交付申請額： 金 2,000,000円

3 添付資料

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・確定申告書別表第1の写し
- ・営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）
- ・売上減少を証明する書類（法人事業概況説明書、売上台帳等）
- ・原材料等の仕入価格上昇を証明する書類（仕入伝票、請求書等）
- ・粗利減少等が確認できる資料（売上台帳、資産表等）
- ・事業内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）
- ・設備導入前後の状態を確認するための導入前（導入場所）写真
- ・県外企業と契約する理由書（必要に応じて）
- ・一者選定理由書（必要に応じて）
- ・誓約書（別紙1）

※提出資料については最後に詳細を示していますので、必ずご確認のうえ提出するようにしてください。

4 補助対象要件（該当する方のみを記載。 (1) 又は、(2) - 1 及び (2) - 2）

(1) 売上減少要件

※どちらか一方のみを記載してください

①令和4年1月～9月の連続する6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の売上高	令和4年5月	500,000円	②第3条(2)-1で定めるいずれかの期間の同3ヶ月の売上高	令和3年5月	1,000,000円
	令和4年7月	500,000円		令和3年7月	1,000,000円
	令和4年8月	500,000円		令和3年8月	1,000,000円
	合計	1,500,000円		合計	3,000,000円
売上高減少率 = (1 - ① ÷ ②) × 100 ≥ 10%				50%	

※売上には補助金も含まれますのでご注意ください。

(2) - 1 原材料仕入価格上昇要件

	年月	月間仕入金額 (A)	月間仕入量 (B)	平均仕入価格 (A÷B)
①対象月 令和4年1月以降の 任意の1ヶ月	令和4年6月	100,000	10kg	10,000円
②比較月 令和3年における 上記と同月	令和3年6月	50,000	10kg	5,000円
仕入価格上昇率 = (① - ②) ÷ ② × 100 ≥ 20%				100%

(2) - 2 粗利益減少要件

	年月	粗利益
①対象月 (2) - 1 で選択した任意の月	令和4年6月	400,000円
②比較月 令和3年、2年、元年のいずれ かにおける上記と同月	令和2年6月	450,000円
粗利益減少率 = (1 - ① ÷ ②) × 100 ≥ 3%		11.1%

5 事業実施計画書

※別紙5に記載された記号、業種を記載

申請者	業種 (別紙4参照)	大分類	M	宿泊業、飲食サービス業
		中分類	76	飲食店
	資本金	500万円 ※個人事業主の場合は「0円」と記載		
	常時使用する 従業員数(※1)	20人	みなし大企業である <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	
事業計画名	最新式オープンを導入することによる新商品「*****」の開発			
事業実施期間	令和4年11月1日～令和4年12月20日			

事業内容 (※2)	○現状・課題	
	○上記課題の解決に向けた具体的な計画 (この事業に意欲的に取り組む計画であることが分かる計画を記載すること)	
	○取組の効果	
実施場所 (※3)	施設（事業所・店舗）名称	レストランSAGA
	所有形態	自己所有 <u>賃貸</u> その他（ ）
	住 所	佐賀市*****
	電話番号	0952-**-*****
他の補助金の 活用の有無	○今回の補助事業に要した経費について、国又は他の自治体を実施する補助金の対象経費としているか。 している ・ <u>していない</u>	○中小企業新事業チャレンジ支援事業で採択されたものと同一事業、経費を補助金の対象経費としているか。 している ・ <u>していない</u>
	※ 「している」を選択された場合には、本補助金の対象経費とすることはできません	
他の補助金の交付を受けた実績	国又は地方自治体を実施する補助金の交付を受けた実績があり、上記「4 補助対象要件」の該当する年月に補助金の交付を受けているか。 受けている ・ <u>受けていない</u>	
	※ 「受けている」を選択した場合には、補助金を受けた年月がわかる書類（売上台帳等）をご提出ください。	

※1 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」に従業員とします。

※2 必要に応じて図表や別紙を添える等、事業内容が具体的に分かるよう記載してください。

※3 複数ある場合は、行を挿入するなどして、すべてご記入ください。

6 事業の実施から完了までの予定スケジュール

項目	予定年月
設備の発注	令和4年11月1日
設備の納品、据え付け	令和4年12月1日～5日
設備の調整、検収	令和4年12月6日～12月15日
設備代金の支払い	令和4年12月20日

- ※ 令和4年12月31日までに設備導入が完了（支払いは令和5年1月16日まで）するスケジュールとしてください。
- ※ 令和4年12月31日までに設備の設置が完了できないと見込まれる場合は、申請に先立ち、予め、事務局までご相談ください

7 経費明細表

(単位:円)

補助対象 経費区分	事業に要する経費 (税込)	補助対象経費 (A) (税抜)	備考
機械装置・ システム構築費	2,750,000	2,500,000	オープン
	550,000	500,000	基礎工事、電気工事
	55,000	50,000	古いオープンの廃棄
合計	3,355,000	3,050,000	

補助金交付申請額：(A)×2/3以内（千円未満切捨て、税抜）	2,000,000
--------------------------------	-----------

- ※ 経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ、数量等）を添付してください。
- ※ 補助金交付申請額は補助対象経費(A)（税抜）の合計に2/3を掛け、千円未満を切り捨てて算出してください。200万円を超える場合は、200万円が申請額となります。
- ※ 見積書が複数になる場合は、補助対象経費がどの見積書に対応するかがわかるように備考に機械装置名等を記載してください。

8 資金調達内訳

事業に要する経費 (単位:円)

事業に要する経費の 合計 (税込)		3,355,000
内訳	補助金交付 申請額	2,000,000
	自己資金	1,355,000
	借入金	
	その他	

(単位:円)

補助金の交付を 受けるまでの財源内容		
自己資金	借入金	その他
1,000,000	1,000,000	
	借入金融機関名 〇〇銀行	「その他」の内容

- ※ 「補助金交付申請額」は税抜で記載してください。
- ※ 「事業に要する経費」の「補助金交付申請額」以外については、自己資金、借入金、その他の区分ごとに税込で記載してください。
- ※ 資金調達先は具体的な銀行名等を記載してください。

【以下、本補助金交付申請書作成支援を行った認定支援機関が記入して下さい】

認定支援機関	**商工会	担当者名	****
		連絡先 TEL	0952-**-****

※申請書提出にあたり、認定支援機関の確認は必須です。

※認定支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。

別紙1 (第3条第2項関係)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）が必要な場合には、佐賀県を通じて佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が「センター」等における身分確認に利用することに同意します。

記

- ・虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- ・「センター」から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、佐賀県等を通じ補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ・事業計画の内容は以下に掲げる事業には該当しません。
 - ア 公募要領にそぐわない事業
 - イ 事業の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業
 - ウ 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
 - エ 公序良俗に反する事業
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項第4号に定める事業、また、同条第5項及び同条第13項第2号により定める事業
 - カ 政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
 - キ 重複案件 申請者が当該補助金に複数申請を行った場合の2件目以降の申請分
他の申請者が提出した申請書の内容と酷似している申請
 - ク 申請時に虚偽の内容を含む事業
 - ケ その他申請要件を満たさない事業

以上

令和 4年 9月 **日

佐賀県産業イノベーションセンター 所長 様

(フリガナ) カブシキカイシャ サガ

企業名 株式会社 SAGA

(フリガナ) サガ タロウ

代表者名 佐賀 太郎

※法人の代表者又は個人事業者が自署してください

所在地・住所 佐賀市鍋島町八戸溝 114

生年月日 (T S・H) 49年 2月 *日

令和 4年 12月 15日

佐賀県産業イノベーションセンター
所 長 石 橋 正 彦 様

【申請者】

住 所 〒849-0932
佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 114
企業名 株式会社 SAGA
代表者役職・氏名 佐賀 太朗

中小事業者新事業展開設備導入支援補助金に係る期限延長の申出書

令和 4年 9月 **日付けで提出した交付申請書の事業計画について、中小事業者新事業展開設備導入支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記により期限延長を申し出ます。

延長を希望する事項（選択してください）		延長を希望する期限
<input checked="" type="checkbox"/>	購入物品の納品・設置の完了期限	令和 5年 1月 15日
<input checked="" type="checkbox"/>	実績報告書の提出期限	令和 5年 1月 25日
延長を希望する理由 当初、令和4年12月25日までに納品できる見込みであったが、メーカーの生産の都合で1月10日に納品の見込みとなった。設備の設置および調整、検収作業に数日要する見込みであるため、令和5年1月15日までの期限延長を希望する。また、それに伴って代金の支払いが1月15日以降になり、作成の時間を考慮して実績報告書の提出期限についても令和5年1月25日までの期限延長を希望する。		

※購入物品の納品・設置の完了期限延長を希望する場合は、最長で令和5年1月20日です。

※実績報告書の提出期限を延長希望する場合は、最長で令和5年1月30日です。

中小事業者新事業展開設備導入支援事業に係る県外企業と契約する理由書

申請者名	株式会社 SAGA	
設置場所 (店舗名等)	佐賀市鍋島町八戸溝 114 レストラン SAGA ※複数申請する場合は、すべてを記載してください。	
契約する県外企業名	株式会社福岡商店	
県外企業が所在する都道府県名	福岡県	
県外企業と契約した理由	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	購入予定商品の価格について、県内企業と比較したところ県外企業の方が安価であったため。 ※県内企業の見積書の提出が必要です
	<input type="checkbox"/>	県内企業に確認したところ、購入予定商品の取り扱いがなかったため。
	<input type="checkbox"/>	その他 (理由を記載してください) ()

※「1者選定理由書」を提出する場合は、「県外企業と契約する理由書」の提出は不要です。

中小事業者新事業展開設備導入支援事業に係る一者選定理由書

申請者名:	株式会社 SAGA
設置場所 (店舗名等)	佐賀市鍋島町八戸溝 114 レストラン SAGA
契約する事業者名	株式会社長崎商店
機械装置・システム名称	オープン
メーカー、型番・機種番号等	P社 P-2209-1
<p>一者となる理由を以下の4つから1つ選択してチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> オーダーメイド</p> <p><input type="checkbox"/> メーカー直販</p> <p><input type="checkbox"/> 特定代理店販売</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記のほか、佐賀県イノベーションセンターが認めるもの（該当記号 <u>エ</u>）</p>	
<p>※経緯や補足説明等を簡潔に記載してください</p> <p>長崎商店は以前より取引の実績があり、これまでに購入した設備のメンテナンスの年間契約を締結しているため、今回購入を計画している設備についても同店より購入することでメンテナンスを受けることができるメリットがある。</p>	

(注) 2者見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により販売経路が限られている場合、又は、下記に掲げるセンターが認める場合となります。

佐賀県産業イノベーションセンターが認めるもの

<p><u>ア 取扱店一店のため随契</u></p> <p>特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。</p> <p><u>イ 定価販売品につき随契</u></p> <p>購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく2人以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。（書籍、図書券等）</p> <p><u>ウ 少額経費につき随契</u></p> <p>1件の予定価格10万円未満の契約に当たり2人以上の者から見積書を徴することは、これに要する経費等を考慮するとき、得失相償わないと認められ、かつ、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき</p> <p><u>エ 購入店（修繕等）と随契</u></p> <p>物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められるとき。</p> <p><u>オ 過去の指名競争入札等による契約と同等の随契</u></p> <p>過去6ヶ月以内において、当該購入予定物品と種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積合せの方法で締結した場合）を既に締結したことがある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。</p> <p><u>カ 現在履行中の契約と関連した随契</u></p> <p>現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利であるとき。</p>
--

日本標準産業分類に基づく業種分類

補助事業計画書に記載する「主たる業種」の大分類と中分類は以下のとおりです。

I 大分類

大分類	業 種	大分類	業 種
A	農業・林業	K	不動産業、物品賃貸業
B	漁業	L	学術研究、専門・技術サービス業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	M	宿泊業、飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業、娯楽業
E	製造業	O	教育、学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	P	医療、福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
H	運輸業、郵便業	R	サービス業（他に分類されないもの）
I	卸売業、小売業	S	公務（他に分類されるものを除く）
J	金融業・保険業	T	分類不能の産業

II 中分類

中分類	業 種	中分類	業 種
0 1	農業	5 1	繊維・衣服等卸売業
0 2	林業	5 2	飲食料品卸売業
0 3	漁業（水産養殖業を除く）	5 3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
0 4	水産養殖業	5 4	機械器具卸売業
0 5	鉱業、採石業、砂利採取業	5 5	その他の卸売業
0 6	総合工事業	5 6	各種商品小売業
0 7	職別工事業（設備工事業を除く）	5 7	織物・衣類・身の回り品小売業
0 8	設備工事業	5 8	飲食料品小売業
0 9	食料品製造業	5 9	機械器具小売業
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	6 0	その他の小売業
1 1	繊維工業	6 1	無店舗小売業
1 2	木材・木製品製造業（家具を除く）	6 2	銀行業
1 3	家具・装備品製造業	6 3	協同組織金融業
1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	6 4	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
1 5	印刷・同関連業	6 5	金融商品取引業、商品先物取引業
1 6	化学工業	6 6	補助的金融業等
1 7	石油製品・石炭製品製造業	6 7	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
1 8	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	6 8	不動産取引業
1 9	ゴム製品製造業	6 9	不動産賃貸業・管理業
2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	7 0	物品賃貸業
2 1	窯業・土石製品製造業	7 1	学術・開発研究機関
2 2	鉄鋼業	7 2	専門サービス業（他に分類されないもの）

			の)
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	75	宿泊業
26	生産用機械器具製造業	76	飲食店
27	業務用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
29	電気機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
30	情報通信機械器具製造業	80	娯楽業
31	輸送用機械器具製造業	81	学校教育
32	その他の製造業	82	その他の教育、学習支援業
33	電気業	83	医療業
34	ガス業	84	保健衛生
35	熱供給業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
36	水道業	86	郵便局（親書便事業を含む）
37	通信業	87	協同組合（他に分類されないもの）
38	放送業	88	廃棄物処理業
39	情報サービス業	89	自動車整備業
40	インターネット附随サービス業	90	機械等修理業（別掲を除く）
41	映像・音声・文字情報制作業	91	職業紹介・労働者派遣業
42	鉄道業	92	その他の事業サービス業
43	道路旅客運送業	93	政治・経済・文化団体
44	道路貨物運送業	94	宗教
45	水運業	95	その他のサービス業
46	航空運輸業	96	外国公務
47	倉庫業	97	国家公務
48	運輸に附随するサービス業	98	地方公務
49	郵便業	99	分類不能の産業
50	各種商品卸売業		